

草津市安全な組体操実施のためのガイドライン

平成31年3月28日策定
草津市教育委員会

I はじめに

草津市教育委員会（以下、「市教委」という。）は、各学校が行う組体操での事故防止に向け、安全に十分配慮しながら、適切に対応するためのガイドラインを以下のとおり示します。

各学校は、本ガイドラインを活用し、自校の児童生徒の実態や教員の体制・指導力などを十分に踏まえた上で、適切に対応するものとします。

また、各学校及び市教委は事故の発生状況や原因等の分析、それに伴う実施計画の見直しやけがの防止のための工夫など安全な学校教育の実現を図っていくものとします。

なお、本ガイドラインについては、滋賀県教育委員会（以下、「県教委」という。）の『組体操にかかる指針』を参考とし、市教委と小学校体育連盟での協議を経て策定しています。

II 実施の判断について

組体操の実施の可否については、校長の責任のもと各学校において、検討委員会（管理職、教務主任、学年主任、体育主任、養護教諭等で構成）等の会議を開き、以下の判断基準・観点をもとに児童生徒の安全を最優先に検討し、総合的に判断すること。

実施の判断基準・観点

○安全な指導体制について

- ・組体操の知識や指導経験を有し、指導の中心となる教員がいること。
- ・指導にかかわる全ての教員が安全に配慮し、段階的な指導や適切な補助ができる体制の構築が図れること。

○児童生徒の実態について

- ・演技する全ての児童生徒が、組体操に必要な支える力や持ち上げる力等の基礎的な体力を身につけていること。
- ・児童生徒が、集団の一員としてルールを守る、指導者の指示を聞く、集中して取り組む等、学習における規律が守れること。

III 実施について

組体操を実施するにあたっては、体育科、保健体育科の学習内容との関連を図り、意義やねらいを明確にして取り組むこと。また、児童生徒の安全が確保されるよう、以下の項目について十分に確認、検討を行い、全ての教員が共通理解を図り指導すること。さらに児童生徒や保護者等へ安全対策や指導体制、内容等について説明すること。

1 演技内容の決定について

- どの技についても重大な事故につながる可能性があることを十分に理解し、全ての技において一つひとつその技の難易度や危険度を検討し、児童生徒の安全を最優先した内容とすること。
 - ・演技全体の流れ、演技時間等、児童生徒にかかる体力的負荷や精神的負荷を考慮した内容とすること。
 - ・演技に入れようとする技については、講習会等を行い、技ごとの体の使い方や安全な補助、危険回避の方法を教員一人ひとりが理解し、指導できる内容とすること。
 - ・平面ピラミッドは3段、タワーは2段までの高さとし、立体ピラミッドは実施しない。また確実かつ安全に実施でき、補助ができる内容とすること。
- 学校の伝統、過去の実績や保護者、地域の期待等にとらわれず、児童生徒の実態に応じた内容とすること。

2 指導計画及び実施報告について

- 児童生徒の実態に応じた無理のない指導計画を立てること。
 - ・児童生徒の過重な負担にならないような時間設定をすること。
 - ・指導時間に見合った技の選定、構成をすること。
- 技によって、どのような危険性が予見できるのか等、安全対策を組み込んだ指導計画を立てること。
 - ・技ごとの補助のポイントを明確にしておくこと。
- 指導にかかわる教員一人ひとりの役割を明確にし、組織的な指導体制を構築した指導計画を立てること。
- 指導計画については、事前に十分協議し管理職の承認のうえ作成すること。なお、ピラミッド、タワーを実施する場合は、所定の様式（様式1）を練習開始5日前までに市教委へ提出すること。
（例）指導計画表（全体計画、一単位時間毎）、指導役割分担表、演技図 等
- 運動会実施後10日以内に組体操実施報告書を作成し、指導計画と併せて市教委へ提出すること。

3 指導の留意点について

- 日頃から児童生徒に基礎的な体力や運動感覚が身につくよう見通しを持って指導しておくこと。
（例）腕支持感覚、平衡・バランス感覚、逆さ感覚、柔軟性、筋持久性 等
- 児童生徒に守るべきルールを徹底すること。
（例）緊張感を持って集中して取り組む。身だしなみを整える。指示をしっかりと聞く。
自由練習はしない。
- 児童生徒に技の危険性について理解させ、危険回避の方法等を指導すること。
- 技の役割分担は、体格や体力、運動技能、心情等に配慮し、児童生徒の納得のもとに行うこと。
- 運動の特性に合った準備運動を行うこと。
（例）首、肩、手首、足首、背中等のストレッチ
- 段階的な指導や個別指導を適切に行うこと。
- ※「組体操 安全指導のポイント例」**別紙2**（県教委作成）参照
- 児童生徒が集中できる時間内で指導すること。
- 配慮を要する児童生徒の支援については、指導にかかわる全ての教員が共通理解を図ること。
- 天候や気温、活動場所の状況に応じた指導をすること。

- 児童生徒の体調に十分留意し、無理のない指導をすること。
(例) 適度な休憩、給水時間の確保
- 安全確保のため必要に応じて、マット等用具の活用、適切な練習場所の選定等、環境の整備を図ること。
- 児童生徒の技の習熟度に応じて、適時適切に内容や指導方法を見直し、安全な状態で技が実施できないと判断される場合には、技の実施を見合わせることを。

4 安全管理について

- 組体操指導の様子について、適宜管理職が参観し、指導すること。
- 組体操実施校は、県教委事故防止研修会に1名以上教員を参加させる。春に組体操を行う学校で、県研修会の受講経験者がいない場合は、市教委が行う事故防止研修会に参加する。
- 安全確保のために技ごとの事故事例や事故防止のための指導や補助(演技中断指導を含む)、危険回避(くずし方)等の方法について必ず研修等の機会を設け、教員の指導力向上に努めること。
- 学習後毎回「組体操 安全確保のためのチェックリスト」**別紙1**(県教委作成)を利用し、指導にかかわる教員で、学習の見直しと改善を図り、次の学習に活かせるようにすること。【学校保存】
 - ・児童生徒の様子や技の習得状況、事故の恐れがあった場面等の情報共有を図ること。
 - ・危惧される事項があれば、原因を究明し演技内容や指導計画の見直しや更なる安全対策を講じること。

5 緊急時の対応について

- 各学校で作成した緊急対応マニュアルに基づき校内の救急体制(役割分担、配置)や医療機関、保護者との連絡体制を確認し、全ての教職員の共通理解を図ること。
- 全ての教職員が応急処置について十分理解し、対応できるよう研修等の機会を設けること。
- 児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかに負傷者への対応をすること。
- 重症事故事案の場合は、市教委へ報告すること。

IV 検証について

組体操を実施後、意義やねらいの達成状況や本指針に基づいた安全指導等について各学校の検討委員会等で検証を行い、その成果と課題を次年度に反映できるようにしておくこと。